

周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月5日 提出

周南市長 藤井律子

周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

周南市市長等の給与に関する条例（平成15年周南市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」」を「「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の周南市市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

(参考)

周南市市長等の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の<u>125</u>」とあるのは「100分の<u>172.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額及び給料月額の100分の25に相当する額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の<u>125</u>」とあるのは「100分の<u>172.5</u>」と、「100分の<u>127.5</u>」とあるのは「100分の<u>177.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額及び給料月額の100分の25に相当する額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>